

事 務 連 絡
令 和 4 年 3 月 2 日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課
都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局)
 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 御 中
都 道 府 県 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 部 (局)
 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部)

厚 生 労 働 省 保 険 局 医 療 課

疑 義 解 釈 資 料 の 送 付 に つ い て (そ の 98)

診 療 報 酬 の 算 定 方 法 の 一 部 を 改 正 す る 件 (令 和 2 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 57 号)
等 に つ い て は 、 「 診 療 報 酬 の 算 定 方 法 の 一 部 改 正 に 伴 う 実 施 上 の 留 意 事 項 に
つ い て 」 (令 和 2 年 3 月 5 日 保 医 発 0305 第 1 号) 等 に よ り 、 令 和 2 年 4 月 1
日 よ り 実 施 す る こ と と し て い る と こ ろ で あ る が 、 今 般 、 そ の 取 扱 い に 係 る 疑
義 照 会 資 料 を 別 添 の と お り 取 り ま と め た の で 、 参 考 ま で に 送 付 い た し ま す 。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出】

問1 令和2年3月6日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する際に用いるものとして、「体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和4年3月2日付けで薬事承認された「GeneSoC SARS-CoV-2 N2 検出キット」（杏林製薬株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和4年3月2日より保険適用となる。